



県章

山形県公報

令和7年3月14日(金)

第586号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……183
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……184
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………(高齢者支援課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……同
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………(水産振興課) ……185
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……186
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………187

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

告 示

- 山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程……………200

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

正 誤

告 示

山形県告示第169号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	廃止年月日
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市若林区南材木町17	H a r m o n y 天童 天童市乱川二丁目 6 番25号	保育所等訪問支援	令和 6.12.31

山形県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
一般社団法人やすだ倶楽部 東京都豊島区池袋一丁目 2 番 6 号ベルメゾン池袋704	就労継続支援 B 型事業所 shape 東根市宮崎三丁目 7 番 2 号	就労継続支援（B 型）	20名	令和 7. 1. 6

山形県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目 3 番31号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

山形県告示第172号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社門脇産業

代表取締役 門脇 則行

最上郡舟形町堀内1522番地

- 2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
有限会社門脇産業 代表取締役 門脇 則行 最上郡舟形町堀内1522番地	株式会社門脇産業 代表取締役 門脇 則行 最上郡舟形町堀内1522番地	令和7年2月13日

山形県告示第173号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加 入 区 の 名 称	区 域
飛 島 加 入 区	酒田市飛島の区域

山形県告示第174号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町

2 基本測量を実施する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（電子基準点測量）

山形県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大倉地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営大倉地区土地改良事業変更計画書（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

令和7年3月21日から同年4月18日まで

4 その他

(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営森東五十川地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営森東五十川地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所
長井市役所
- 縦覧に供する期間
令和 7 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日まで
- その他
 - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 14 日から同月 28 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡高畠町大字塩森字飯森3011番 1 から 同 2993番まで	旧	16.0 メートル } 10.0	285 メートル
同 上	新	18.8 メートル } 11.6	同 上

山形県告示第178号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 河川の名称
一級河川最上川水系宇津川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和 7 年 3 月 10 日
- 廃川敷地等の位置
上流 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字落合一2184番 6 地先から

- 下流 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字西三2158番8地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地 729.67㎡

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和7年3月14日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和7年3月18日（火） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
- (1) 山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程の制定について
 - (2) 教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 山形県教育職員免許状再授与審査会規則の設定について
 - (4) 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
 - (6) 教育委員会職員の人事について
 - (7) 教職員の人事について

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第5号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第4号中「運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書」を「特例更新申請書」に改め、同条に次の4号を加える。

- (5) 特定免許情報記録申請書（施行規則別記様式第17の2）
- (6) 運転免許証返納届（施行規則別記様式第17の3）
- (7) 免許情報記録抹消届（施行規則別記様式第17の4）
- (8) 運転免許証交付申請書（施行規則別記様式第17の5）

第18条第2項第1号中「又は現に受けている運転免許の免許証の写し」を「、現に受けている運転免許の免許証の写し等の身分を証するに足りる書面」に改め、同項第4号中「又は現に受けている運転免許の免許証の写し」を「、現に受けている運転免許の免許証の写し又は運転免許を受けていることを証するに足りる書面」に改める。

第30条中「第107条」を「第106条の3」に、「又は第3号」を「、第3号又は第4号」に改める。

第31条第5項中「をいう。」を「をいう。以下この項において同じ。」に、「受けようとする者」を「受けようとする者又は更新時講習をオンライン講習（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習をいう。）により受けた者」に改める。

第32条を次のように改める。

（申請用写真の添付の省略）

第32条 次に掲げる申請は、写真の添付を省略することができる。

- (1) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請
- (2) 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請
- (3) 法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請
- (4) 法第101条第1項に規定する免許証等の更新の申請（法第101条の2の2第1項の規定により経由地公安委員会を経由して法第101条第1項に規定する更新申請書を提出する場合を除く。）
- (5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請

第32条の2第1項中「第30条の10」を「第30条の8」に、「交付」を「交付等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者が新たに運転経歴証明書の交付を受けようとする場合は、運転経歴証明書交付等申請書（別記様式第32号の2）のとおりとする。

第32条の2第2項中「第30条の10」を「第30条の8」に、「交付」を「交付等」に改め、同条第3項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項及び施行規則第30条の15第2項」に、「第32号の2」を「第32号の2の2」に改め、同条第4項中「第30条の13」を「第30条の11」に改め、同条第5項中「第30条の14各号のいずれかに該当し、同条」を「第30条の12第1項又は同条第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 施行規則第30条の11第2項に規定する都道府県公安委員会規則で定める場合は、警察本部長及び特定警察署以外の警察署の警察署長を経由して運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合とする。

第32条の2に次の2項を加える。

- 7 法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請は、運転経歴情報記録申請書（別記様式第32号の5）により行うものとする。

- 8 施行規則第30条の16第2項の運転経歴情報抹消届は、別記様式第32号の6のとおりとする。

別表第1中

運転免許証再交付申請書（施行規則別記様式第17）	特定警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長	を
	特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長	

運転免許証再交付申請書（施行規則別記様式第17）	特定警察署の管轄区域内に住所がある者	免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損している場合において、受けている免許の全部の取消しを申請し、かつ、免許証の交付の申出をしない場合	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
		上記以外の場合	警察本部長
	特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者		警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
特定免許情報記録申請書（施行規則別記様式第17の2）			警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
運転免許証返納届（施行規則別記様式第17の3）			
免許情報記録抹消届（施行規則別記様式第17の4）			
運転免許証交付申請書（施行規則別記様式第17の5）			

「第17の3」を「第17の7」に、

「 運転免許証更新申 請書 （施行規則別記様 式第18）」	優良運転者 （法第92条の 2第1項の表 の備考一の2 に規定する優 良運転者をい う。以下同 じ。）	山形県内に住所がある者	警察本部長又は特定警察 署以外のいずれかの警察 署の署長	を
		山形県外に住所がある者で法第101条 の2の2第1項の規定により公安委員 会を経由して運転免許証の更新を受け ようとする者	警察本部長	
	優良運転者以 外の者	特定警察署の管轄区域内に住所がある 者	警察本部長	
		特定警察署以外の警察署の管轄区域内 に住所がある者	警察本部長又は住所地を 管轄する警察署長	

「 運転免許証更新申 請書（施行規則別 記様式第18）」	優良運転者 （法第95条の 6第1項の表 の備考一のロ に規定する優 良運転者をい う。以下同 じ。）	山形県内に住所がある者	警察本部長又は特定警察 署以外のいずれかの警察 署の署長	に、
		山形県外に住所がある者で法第101条 の2の2第1項の規定により公安委員 会を経由して運転免許証の更新を受け ようとする者	警察本部長	
	一般運転者 （法第95条の 6第1項の表 の備考一のハ に規定する一 般運転者をい う。以下同 じ。）	山形県外に住所がある者で法第101条 の2の2第1項の規定により公安委員 会を経由して運転免許証の更新を受け ようとする者	警察本部長	
		特定警察署の管轄区域内に住所がある 者		
	優良運転者及 び一般運転者 以外の者	特定警察署以外の警察署の管轄区域内 に住所がある者	警察本部長又は住所地を 管轄する警察署長	
		特定警察署の管轄区域内に住所がある 者	警察本部長	

「運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書」を「特例更新申請書」に、「第19の3の8」を「第19の3の7」に、「運転免許証返納届出書」を「運転免許証返納届」に、

運転経歴証明書交付申請書（別記様式第32号）	警察本部長又は住所地を 管轄する警察署長	を
運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記様式第32号の2）		

運転経歴証明書交付等申請書兼記載事項変更届（別記様式第32号）	警察本部長又は住所地を 管轄する警察署長	に、
運転経歴証明書交付等申請書（別記様式第32号の2）		
運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第32号の2の2）		

「運転経歴証明書再交付申請書」を「運転経歴証明書再交付申請書兼記載事項変更届」に、

運転経歴証明書返納届出書（別記様式第32号の4）

を

運転経歴証明書返納届（別記様式第32号の4）

運転経歴情報記録申請書（別記様式第32号の5）

に改め

運転経歴情報抹消届（別記様式第32号の6）

る。

別記様式第27号の 3 を次のように改める。
別記様式第27号の 3 （第29条の 3 関係）

臨 時 適 性 検 査 申 出 書

年 月 日

山形県公安委員会殿

道路交通法第102条第 5 項及び道路交通法施行令第37条の 7 第 1 号に規定する臨時適性検査を受けたいので申し出ます。

氏 名 生年月日	男 女 年 月 日生（ 歳）		
住 所	電話番号		
所持免許	種 類	取 得 年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
	年 月 日 県交付		
	免許証の番号又は 免許情報記録の番号		
臨時適性 検査を受 ける理由			
認定材料			
備 考			

別記様式第28号を次のように改める。
別記様式第28号（第30条関係）

運転免許証返納届

山形県公安委員会殿

		届出日	年 月 日	
フリガナ			性別	男 ・ 女
氏名				
電話番号	1 自宅(携帯) 2 勤務先			
返納理由				
現に有する 免許証等	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		個人番号カードの効力	有効 ・ 失効
個人番号カードへの 免許情報の記録	希望する ・ 希望しない		免許情報記録個人番号 カード紛失等の事情の有無	有 ・ 無

現に受けている免許	

備考	
取扱者	

別記様式第32号を次のように改める。
別記様式第32号（第32条の 2 関係）

運転経歴証明書交付等申請書兼記載事項変更届

山形県公安委員会殿		申請日	年 月 日		写真 (たて3.0cm× よこ2.4cm) 写真の裏に氏名・ 撮影年月日を記入 してください。
フリガナ		生年 月日	年 月 日		
氏 名			年 月 日		
電話番号	1 自宅(携帯) 2 勤務先		性別	男 ・ 女	
有していた 免許証等	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		個人番号カードの効力		有効 ・ 失効
申請する運転 経歴証明の種類	運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード		免許情報記録個人番号 カード紛失等の事情の有無		有 ・ 無
運転免許失効者 確認欄	・ 運転免許が失効する前、行政処分(免許停止、免許取消)を受けることはありませんでした。 ・ 今回、運転経歴証明書の交付又は個人番号カードへの運転経歴情報の記録を受けた後に 再度免許を受けようとする場合、運転免許試験の一部免除を受けることができない旨を、 ☐ 申請者 了承しました。 ☐ 代理人 申請者は了承しています。 氏名				

◎記載事項変更欄には変更した事項のみ記入してください。

記 載 事 項 変 更 欄	フリガナ					
	変更後の氏名					
	変更後の住所	〒 -				
	生年月日	年 月 日		性別	男 ・ 女	
運転者区分	1. 優良 2. 一般 3. 違反等		申請取消・失効年月日		年 月 日	
取消又は失効した免許						
運転経歴証明書交付・再交付手数料 運転経歴情報記録手数料			免許登録内容 ※免許証等亡失時のみ記載			
			交付公安 委員会	公安委員会		
			交付年月日 交付照会番号	年 月 日		
			第一種免許	二・小・原	年 月 日	
				その他	年 月 日	
第二種免許		年 月 日				
免許証番号等 (備考)			経歴証明 書交付済	有 ・ 無	郵送	有 ・ 無
登録された 暗証番号		担当 者			確認者	取扱者
			運転免許課			
			警察署			
登録年月日 照会番号		年 月 日		交 番 駐在所		

別記様式第32号の2を別記様式第32号の2の2とし、別記様式第32号の次に次の1様式を加える。
別記様式第32号の2（第32条の2関係）

運転経歴証明書交付等申請書

山形県公安委員会殿

						申請日	年 月 日				
フリガナ											
氏 名											
生年月日		年 月 日			性別	男 ・ 女					
住 所											
電話番号		1 自宅(携帯) 2 勤務先				運転経歴証明の 記載事項変更		有 ・ 無			
手続の終了後に有する ことを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード				運転経歴証明書の 紛失等の事情の有無		有 ・ 無			
現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明	登録 公安委員会	公安委員会			登録年月日 照会番号		年 月 日				
	第一種免許	二・小・原	年 月 日	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	
		その他	年 月 日		小 特	原 付	けん 引	大型 二	中型 二	普通 二	大特 二
	第二種免許	年 月 日									
	運転経歴情報 記録番号										
備考		運転経歴証明書交付手数料・再交付手数料									
						取扱者					

別記様式第32号の2の2を次のように改める。
別記様式第32号の2の2（第32条の2関係）

運転経歴証明書記載事項変更届

山形県公安委員会殿

		届出日	年	月	日
フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					
電話番号	1 自宅(携帯) 2 勤務先	性別	男 ・ 女		
現に有する 運転経歴証明	運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード	個人番号カードの効力		有効 ・ 失効	
個人番号カードへの 運転経歴情報の記録	希望する ・ 希望しない	運転経歴情報記録個人番号 カード紛失等の事情の有無		有 ・ 無	

◎記載事項変更欄には変更した事項のみ記入してください。

記載 事項 変更 欄	フリガナ				
	変更後の氏名				
	変更後の住所	〒 -			
	生年月日	年	月	日	性別

代理人	氏名				
-----	----	--	--	--	--

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明	登録 公安委員会	公安委員会		登録年月日 照会番号		年 月 日					
	第一 種 免 許	二・小・原	年 月 日	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	
		その他	年 月 日	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
	第二種免許	年 月 日									
	運転経歴情報 記録番号										

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考					取扱者	
----	--	--	--	--	-----	--

別記様式第32号の 3 を次のように改める。
別記様式第32号の 3 （第32条の 2 関係）

運転経歴証明書再交付申請書兼記載事項変更届

山形県公安委員会殿

		申請日	年 月 日	
フリガナ		生年月日	年 月 日	
氏 名				
住 所				
電話番号	1 自宅(携帯) 2 勤務先		性別	男 ・ 女
現に有する 運転経歴証明	運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード		個人番号カードの効力	有効 ・ 失効
手続の終了後に有する ことを希望するもの	運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード		運転経歴情報記録個人番号 カード紛失等の事情の有無	有 ・ 無
暗証番号 ※個人番号カードへの運転経歴 情報の記録を希望する場合のみ			申請取消・ 失効年月日	年 月 日

◎記載事項変更欄には変更した事項のみ記入してください。

記 載 事 項 変 更 欄	フリガナ				
	変更後の氏名				
	変更後の住所	〒 -			
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明	登録 公安委員会	公安委員会				登録年月日 照会番号	年 月 日												
	第一 種 免 許	二・小・原	年 月 日	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大型 二	中型 二	普通 二	大 特 二	けん 引 二	
		その他	年 月 日																
	第二種免許	年 月 日																	
	運転経歴 証明書番号等		備考																
	再交付等理由		亡失	盗難	焼失	滅失	汚損	破損	記変等	写真	その他								
運転経歴証明書																			
運転経歴情報記録個人番号カード																			
運転経歴証明書交付・再交付手数料 運転経歴情報記録手数料																			
登録年月日・照会番号		年 月 日				担 当 者			確認者	取扱者									
							運転免許課												
							警察署												

別記様式第32号の 4 を次のように改める。
別記様式第32号の 4 （第32条の 2 関係）

運転経歴証明書返納届

山形県公安委員会殿

		届出日	年 月 日	
フリガナ			性別	男 ・ 女
氏名				
電話番号	1 自宅(携帯) 2 勤務先			
返納理由				
現に有する 運転経歴証明	運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード		個人番号カードの効力	有効 ・ 失効
個人番号カードへの 運転経歴情報の記録	希望する ・ 希望しない		運転経歴情報記録個人番号 カード紛失等の事情の有無	有 ・ 無

現に受けている運転経歴証明	

備考	
	取扱者

別記様式第32号の 4 の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第32号の 5

運転経歴情報記録申請書

山形県公安委員会殿

					申請日		年 月 日						
フリガナ													
氏 名													
生年月日		年 月 日				性別		男 ・ 女					
住 所													
電話番号		1 自宅(携帯) 2 勤務先											
運転経歴証明書の保有の有無		有 ・ 無				個人番号カードの効力			有効 ・ 失効				
手続の終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード				運転経歴情報記録個人番号カード紛失等の事情の有無			有 ・ 無				
暗証番号						運転経歴証明の記載事項変更			有 ・ 無				
現に受けている運転経歴証明	登録公安委員会		公安委員会				登録年月日照会番号		年 月 日				
	第一種免許	二・小・原	年 月 日		大型	中	準中型	普通	大	大自二	普自二		
		その他	年 月 日			原	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	
	第二種免許	年 月 日		特	付	引							
	運転経歴情報記録番号												
備考		運転経歴情報記録手数料 運転経歴証明書交付・再交付手数料											
							取扱者						

別記様式第32号の 6

運転経歴情報抹消届

山形県公安委員会殿

										届出日		年 月 日		
フリガナ														
氏 名														
生年月日		年 月 日						性別		男 ・ 女				
住 所														
電話番号		1 自宅(携帯) 2 勤務先												
現に有する 運転経歴証明		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード					個人番号カードの効力			有効 ・ 失効				
運転経歴証明の 記載事項変更		有 ・ 無					運転経歴情報記録個人番号 カード紛失等の事情の有無			有 ・ 無				
現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明	登録 公安委員会		公安委員会				登録年月日 照会番号		年 月 日					
	第一種免許	二・小・原	年 月 日		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二			
		その他	年 月 日		小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二		
	第二種免許		年 月 日											
	運転経歴情報 記録番号													
備考														
										取扱者				

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

告 示

山形県公安委員会告示第 1 号

山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程

（山形県指定自動車教習所規程の一部改正）

第 1 条 山形県指定自動車教習所規程（昭和53年 6 月県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表指導員等の変更の項中「運転免許証（裏側も含む。）の写し」を「運転免許証（裏側も含む。）の写し又は運転免許を受けていることを証するに足りる書面」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「運転免許証（裏側も含む。）の写し」を「運転免許証（裏側も含む。）の写し又は運転免許を受けていることを証するに足りる書面」に改める。

別記様式第 4 号中「所持免許証」を「所持免許」に、「免許証番号」を「免許証番号等」に改める。

（山形県指定講習機関に関する規程の一部改正）

第 2 条 山形県指定講習機関に関する規程（平成15年 5 月県公安委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号、別記様式第14号及び別記様式第14号の 2 中「免許証番号」を「免許証番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数、同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第 1 項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 17,381人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 208,627人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	66,991人	上山市	8,108人	南陽市	8,312人
米沢市	21,291人	村山市	6,226人	東村山郡	6,832人
鶴岡市	33,565人	長井市・ 西置賜郡	14,196人	最上郡	9,799人
酒田市・飽海郡	30,960人	天童市	16,796人	東置賜郡	9,969人
新庄市	9,249人	東根市	13,166人	東田川郡	7,493人
寒河江市・ 西村山郡	20,965人	尾花沢市・ 北村山郡	5,757人		

正誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 3. 29	第2734号	396	36	教頭	副校長

令和7年3月14日印刷
令和7年3月14日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県